

静岡県教育委員会

議事録

令和3年度 第10回定例
10月20日(水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年10月20日に教育委員会第10回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|---------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和3年10月20日(水) | 開会 | 13時15分 |
| | | | 閉会 | 15時00分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 | |

事務局(説明員)	長	澤 由 哉	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監	
	水 口 秀 樹	理事(総括担当)	
	松 井 和 子	理事	
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長	
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長	
	中 山 雄 二	教育政策課長	
	青 木 康 行	財務課長	
	本 多 伸 治	高校教育課長	
	伊 賀 匡 匡	特別支援教育課長	
	近 藤 浩 通	健康体育課長	
	山 下 英 作	社会教育課長	
	中 川 恵	静岡教育事務所長	
	松 山 淳	静岡西教育事務所長	
	松 下 和 弘	総合教育センター所長	
	赤 石 達 彦	中央図書館長	
	貝 瀬 佳 章	教育総務課参事	
	小 竹 啓 功	教育総務課長代理	
	野 秋 久 仁 子	教育厚生課長代理	
	山 内 慎 一 郎	教育総務課人事班長	
	後 藤 祐 介	教育総務課監察班長	
	渡 辺 賢 一	高校教育課人事監	

4 その他

- (1) 第15、16、17、18、19号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 15 号議案は表彰に関する被表彰者審議のため、第 16、17、18、19 号議案は人事案のため、非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは第 15、16、17、18、19 号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

報告事項 1 文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況

- 教 育 長： 報告事項 1 「文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況」について、宮崎参事兼義務教育課長、本多高校教育課長、伊賀特別支援教育課長より説明願う。

参事兼義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 4 点質問がある。

1 点目は、このデータに政令指定都市は含んでいるか。

2 点目は、平成 27 年度以降の傾向が見られるようになっているが、同じ基準でデータが取られているのか。

3 点目は、いじめに関しては生徒間のものだけか。場合によっては、先生から生徒、生徒から先生といったいじめもあると思うが、それらは含んでいないか。

4 点目は、昨年度から今年度にかけて、このような問題に対して、特別に対応していることがあるか。

参事兼義務教育課長： 1 点目は、政令指定都市も含んでいる。

2 点目のデータについては、同じ基準である。

3 点目は、いじめというのは対教師という考えではないため、生徒間のみである。暴力行為については、教師への暴力も含んでいる。

4 点目は、県でも毎月独自の集計を行っており、集計結果については年 1 回ではなく、年数回周知を行っている。

藤 井 委 員： いじめは生徒間のみということだが、件数は多くないかもしれないが、生徒が先生をいじめるケース、また、逆もある。そのようなデータは表に出てこないのか。

参事兼義務教育課長： 文部科学省及び県の調査で把握はしていない。

藤 井 委 員： いじめの定義が何かにもよると思うが、生徒が先生をいじめるケースはあると思う。件数は多くなくても、そのような事例は生徒間のいじめに影響を与えている可能性がある。統計を取っていなくてもフォローし

ていく体制は必要である。

藤井委員： 高校と特別支援学校も同様の答えという認識でよいか。

高校教育課長： 同様である。

特別支援教育課長： 同様である。

渡邊委員： 2点の質問と、1点の意見がある。

不登校の数を把握することは大事である。ただ、岐阜市では、不登校の生徒のために専門の中学校を設置するという事例がある。不登校の生徒を学校に戻すという視点ではなく、学校以外の学びの場、「学びの場の多様性」をつくっていくというようなケースがある。そのようなことは本県ではどのように考えているか。

2点目は、小学校1年生からの不登校が始まっているケースがある。就学前からの支援が必要だと思う。そこについてはどのように対応をするのか。

意見としては、以前の定例会で教員の精神疾患について説明があったが、児童生徒の問題行動に起因するものがあるかもしれない。今後、そのようなことを含めて分析することも必要ではないか。

参事兼義務教育課長： 1点目は、多様な教育機会の確保ということで、現在、各市町では教育支援センターを徐々に整備しており、一般的に適応指導教室と呼ばれる教室を増やし、できるだけ利用しやすい形で整備を進めている。また、ITを活用した自宅における学習支援を行っており、学校に来なくても同じような質の教育が確保できるように力を入れている。また、フリースクール等との連携も考えられる。

2点目は、数は少ないが一年生で不登校になるケースが発生している。幼稚園の先生は小学校のことを、小学校の先生は幼稚園のことをより理解するという、幼小接続のところを力を入れている。また今後も研究テーマとして取り扱っていききたい。

渡邊委員： 一般的に不登校という言葉にはネガティブなイメージがあると思うが、「学校以外で学びたい」といったような、逆にポジティブに捉えた不登校があるような場合は、そこは肯定的に捉え、多様な学びにつなげていきたい。

小野澤委員： 意見と質問がある。

意見としては、不安がある訳ではないが無気力が原因で学校に行けないケースがある。その場合はとても難しいと思う。

また、調査の中に全国の自殺者の数があるが、県内の状況はどうか。

参事兼義務教育課長： 文部科学省の調査では、全国で415人と公表しているが、各都道府県別の人数は公表しないということになっているため、ここでは差し控えたい。全国的にコロナウイルスの影響等により、増加している。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 15 号議案 令和 3 年度静岡県教育委員会被表彰者の決定

※ 非公表

<非>第 16 号議案 令和 4 年度教職員人事異動方針

※ 非公表

<非>第 17 号議案 第 31 期静岡県青少年問題協議会委員の任命・委嘱

※ 非公表

<非>第 18 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第 19 号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和 3 年度第 10 回教育委員会定例会を閉会とする。